（政策研究部）

第二十条の四　政策研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、我が国及び諸外国の防衛政策、防衛力の整備及び部隊の運用並びに国際的な安全保障課題に係るもの（先進領域研究部、地域研究部及び戦史研究センターの所掌に属するものを除く。）を行う。

（政策研究部の研究室）

第二十条の五　政策研究部に、次の四研究室を置く。

防衛政策研究室

軍事戦略研究室

防衛マネジメント研究室

グローバル安全保障研究室

（先進領域研究部）

第二十条の六　先進領域研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、宇宙及びサイバーに関する領域における安全保障課題並びに防衛基盤に係るものを行う。

（先進領域研究部の研究室）

第二十条の七　先進領域研究部に、次の三研究室を置く。

宇宙安全保障研究室

サイバー安全保障研究室

防衛基盤研究室

（所員及び助手）

第二十三条　［略］

２　所員及び助手は、政策研究部、先進領域研究部、地域研究部、教育部若しくは戦史研究センター又は特別研究官の下のいずれかに属するものとする。

３～５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第一　自衛隊教官俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	二級	一級
陸上自衛隊	一人	七六人
海上自衛隊		一
航空自衛隊		三

改　正　前

別表第一　自衛隊教官俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	二級	一級
陸上自衛隊	一人	七五人
海上自衛隊		一
航空自衛隊		三